

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 議案第70号 上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第71号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第72号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第73号 上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第80号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 議案第81号 令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第82号 令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第83号 令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第84号 令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第85号 令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第86号 令和5年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第87号 令和5年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第88号 令和5年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第89号 令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第16 議案第91号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第92号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第93号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第94号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 2 2 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 2 3 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 2 4 諮問第 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 2 5 議案第 9 6 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 桑原 千知  
1 番 北垣 洋                      2 番 井手口隆光                      3 番 木下 文宣  
4 番 何川 誠                      5 番 塩田 真一                      6 番 嶋元 秀司  
7 番 田中 辰夫                      8 番 何川 雅彦                      9 番 宮下 昌子  
1 0 番 西本 輝幸                      1 1 番 高橋 健                      1 2 番 小西 涼司  
1 5 番 田中 万里

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	坂田 結二
企 画 政 策 部 長	坂本 公生	市 民 生 活 部 長	水野 博之
経 済 振 興 部 長	山本 一洋	建 設 部 長	岩永 裕一
健 康 福 祉 部 長	濱崎 裕慈	教 育 部 長	赤瀬 耕作
水 道 局 長	桑原 成明	上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸
総 務 課 長	海崎 竜也	財 政 課 長	中田 光治
会 計 管 理 者	山口 千重		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山川 康興	局 長 補 佐	山崎 大勝
主 幹	四丸 雄介	主 事	松原ちひろ

---

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議の開催に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案第96号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第10号）の1件です。追加議案につきましては、慎重に審査しました結果、急施を要する案件でありますので、先議することとし、本日の本会議に上程後、質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意お願いいたします。

---

日程第 1 議案第70号 上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定  
について

○議長（桑原 千知君） 日程第1、議案第70号、上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 2 議案第71号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（桑原 千知君） 日程第2、議案第71号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第 7 2 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 3、議案第 7 2 号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第 7 3 号 上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 4、議案第 7 3 号、上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第 8 0 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 5、議案第 8 0 号、令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

15 番、田中万里君。

○15 番（田中 万里君） まず、経済建設分科会について質問いたします。

今回の上天草DX基盤構築観光周遊システム構築業務委託料517万について、これまで様々な取組をDXということで行ってまいりました。私も、とてもいいことではないかとは思いますが、今回この観光の周遊ということで、言うならば、もう今12月で、今年度もあと3か月ちょっと

しかございません。今回行って、これがやはり来年度にも続くようにという思いがあるんですが、今回の事業実施以降の展望について、よろしくをお願いします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） おはようございます。お答えいたします。

本事業は、本市において、日帰り客が多く、市内の周遊及び宿泊につながっていないといった課題の解決を図り、観光庁の地域一体となった観光地観光産業の再生付加価値化事業を活用して実施するものでございます。

内容としましては、現在実施しています上天草デジタル食事券と同様に、デジタル周遊アプリを活用し、域内の周遊、宿泊を促すとともに、アプリ利用者の動線行動を収集分析することで、宿泊者数の増加を狙うこととしているところでございます。

今後につきましては、経済の域内循環をさらに促すため、より普段の生活で利用しやすいポイントの発行や、現在市内で発行されています商工会等の他のポイントの事業との連携、また、国の給付金事業等においても活用ができるよう、機能の充実と利用者の増加を図ってまいります。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） この件については、私、今回一般質問を提出しておりますので、その際に、私の思いは申し上げたいと思いますが、今は、国からの様々な支援がある中で行っております。しかしながら、先々では、我が市の単独予算等で行わなくちゃならないと思います。先ほど、部長が答弁にあったように、アプリ等を活用することになっております。説明の中でもあったように、今、飲食店向けの事業もされておりますので、なかなか登録等が難しい部分もあるので、言うならば、今はテスト期間だと思うんですよ。こういう機会に、ぜひとも多くの方が使い勝手がいいようになるように、今後も、市民に周知をして進めていくべきだと思いますので、その辺も、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 現在でも、事業の周知は行っております。この前も、70を超えられたお年寄りの方が使い方が分からないのでということで来られましたので、その際は、職員のほうから一緒になって入力までしてあげたというケースも多々ございますので、今後、広報紙とかを通じまして、さらに情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） もう1点、先ほどの答弁の中で、やはり日帰り客が多いと。それを宿泊につながるように、今回システムの構築をされるということでございます。重複しますが、もうあと数か月しか今年度はないので、来年度につながるように取り組むべきだと思います。来年度は、ぜひ、4月、5月の早い時期から、観光客や日帰りの客が多くなる春先とか、そういう時期からできるように努力していただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○**経済振興部長(山本 一洋君)** システムの構築につきましては、今年度中で一応完了する予定でございまして、来年早々、実際に事業着手できるように当初予算のほうでも予算を計上する予定でございます。早めに取りかからせていただきます。

○**議長(桑原 千知君)** いいですか。以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**議長(桑原 千知君)** 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○**議長(桑原 千知君)** 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、井手口隆光君。

○**2番(井手口 隆光君)** おはようございます。

13ページになりますけれども、第3表、債務負担行為の補正というところで、大矢野自然休養村管理センター指定管理委託料についてお伺いいたします。

この議案は、令和3年12月定例会におきまして審議され、施設の安全性の確保の観点から、本議会で否決されたものと同じ施設であり、かつ同じ指定期間というふうになっております。今回、再度、指定管理者制度を導入するに至った経緯について、お伺いしたいと思います。

○**議長(桑原 千知君)** 教育部長。

○**教育部長(赤瀬 耕作君)** おはようございます。よろしくお伺いいたします。

当該施設は、現在直営で運営を行っており、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、大矢野地区の文化活動の拠点として多くの方々に利用していただいている施設でございます。

本施設の指定管理につきましては、令和3年12月議会において、当局の説明不足もあり、施設の安全性の疑義の観点から否決となりましたが、ダンスや太鼓等の文化活動や子育て支援事業の拠点となる施設が他にないことから、施設の継続利用について教育委員会で協議した結果、現在に至っているところでございます。

今回、御質問の指定管理者制度導入に至った経緯につきましては、施設の安全性の疑義が解消されたことによるもので、令和4年4月の直営による運営再開に当たり、当時疑義が生じた施設の耐震性について、文教厚生常任委員会の皆様に御説明を行い、施設に関する予算を承認いただいたことを踏まえ、御理解いただいていると考えております。

また、指定期間につきましては、上天草市公共施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づくものでございます。

なお、指定管理者制度導入に至った経緯につきましては、提案理由で申し上げたとおりで、上天草市大矢野自然休養村管理センターの管理運営について、多様化する市民ニーズに即した市民サービスへの対応、運営経費の削減及び施設の効率・効果的な運営を図るためであり、以前から指定管理にて運営をされていた経緯を踏まえ、再度、指定管理者制度を導入することとしたものです。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 次に、当該施設につきまして、公共施設等総合管理計画アクションプランでは、質問書には令和9年としておりますが、確認しましたところ、令和10年度に取壊予定とされているようですけれども、安全性が確保されているのであれば、長寿命化を図りながら施設を継続し、利用していく考えというものがないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。御指摘のとおり、公共施設等総合管理計画アクションプランでは、令和10年度以降の取壊しを予定しており、教育委員会といたしましては、解体の方向で検討を進めることとしております。しかしながら、アクションプランの評価においても、供給財務評価等高い施設をされており、解体事業等の実施に関しましては、市長部局との協議や文化活動拠点の移転先の確保等、多くの課題もあることから、施設の継続使用が必要となる場合は、施設の安全に努めながら適正管理を進めていく予定でございます。

今後は、先ほど申し上げた課題に関し、協議を進め、市民の皆様の文化活動に支障が生じないよう計画的に事業に取り組む所存でございます。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 今回は、執行部の考えとか、その後の動きとかを確認したいと思ひまして御質問させていただきました。

私からは、以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 次に、15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） まず、11ページからでよろしいですかね。債務負担行為の補正について、スパ・タラソ天草指定管理委託料について、令和5年度までの委託料と比較して、限度額の増減が、私が調整した結果、1,000万ほど上がったのではないかと思います。その部分も含めて増減がっておりますので、その理由及び積算根拠についてお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） おはようございます。よろしく願いいたします。

お答えします。スパ・タラソ天草の指定管理委託料につきましては、令和元年度から令和5年度までは、合計1億3,013万3,000円でございます。令和5年度の年額につきましては、2,607万4,000円となっております。また、今回提案をしております令和6年度から令和10年度までの指定管理委託料の債務負担行為の限度額につきましては、合計1億9,138万円、年額3,827万6,000円となっております。現行の委託料と比較しますと、総額で6,124万7,000円、年額で1,220万2,000円の増となっております。

スパ・タラソ天草の管理運営上の課題といたしまして、建築後19年が経過し、施設設備の老朽化による改修修繕等の経費が増加をしていること。また、コロナ禍から継続をしております利

用者数の減に伴う料金収入の減少などが挙げられます。

これらの課題を踏まえまして、今後のスパ・タラソ天草の管理運営に当たりましては、施設設備の長寿命化及び施設経営の安定化を図ることとしておりまして、その取組の一つとしまして、指定管理委託料の見直しを行ったところでございます。

令和6年度以降の指定管理委託料につきましては、コロナ禍前の平成29年度から令和元年度までの3か年平均額を基本として算出をしました料金収入と人件費を初めとする管理運営経費の差額、結果的に不足額となりますけれども、この差額を計上する積算方法への見直しを行ったところでございます。

利用料金収入の算定に当たりましては、今回、条例改正で提案をしております施設経営の安定化を目的としました温泉入浴等の利用料金の改定の見込みを積算をしております。また、管理運営費の算定に当たりましては、主なものとしたしまして、施設設備の老朽化に伴い増加をしているリスク分担による指定管理者の修繕等の経費を増額するとともに、施設設備の長寿命化のため、指定管理者が行う温泉及びタラソプールの機械等保守点検業務を専門業者へ再委託する経費を新たに計上してございまして、これら等によりまして、令和6年度以降の指定管理委託料の債務負担行為の限度額が増加する要因となったと考えております。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 結論から言えば、施設の安定化を目指すために、今回約1,200万ほどこれまでの年間指定管理料が増額するということになりましたが、ちょっと今の答弁を聞いて何点か確認したいんですけど、リスク分担というのが、これまでのリスク分担の割合と、この上げる割合はどのようになるのかという点と、保守点検を再委託するということですが、どの部分の保守委託管理を再委託をするのか。これまででは指定管理者を受託していたところが保守管理もしていた部分を、どこかに再委託するということだと思うんですけど、その部分。

もう1点が、これまでスパ・タラソも21年目ですかね、22年目か、19年、合併してだったかな。する前じゃなかったかな。後だったですかね。すいません。老朽化が進んでいるのも理解出来ます。これまでやはり修繕等で様々な投資もしてきた部分がございますので、今回、指定管理料を上げることによって、その分のこれまで市が修繕等を行わなくちゃならなかったことを、このリスク分担ではカバーができるのか。その部分についてお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。リスク分担による指定管理者が行う施設設備の修繕等につきましては、これまで50万円未満ということで設定をしておりまして、新たな指定管理期間においても、50万円未満で設定をしたいなどは考えてございまして、この部分の今回管理運営費に計上をしております増額分といたしましては、コロナ前の平成29年から令和元年度の平均額と比較しまして約410万円程度管理経費に増額して計上しているところでございます。

それと、再委託の件につきましては、現在の指定管理者が保守点検業務を行っておりまして、



その部分について、専門業者へ新たに再委託をするということになりまして、ちなみに、この経費については、新たに計上した額としましては、726万円を今回管理運営費に加えておるところでございます。

それと、もう1点だったんですかね。

○15番（田中 万里君） 今後、修繕がこれまで直営で、直営というか、市がやっていた分の修繕部分は、もう向こうが持つのかということ。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） いえ、先ほど申しましたように、一応リスク分担で50万円未満については、指定管理者が基本的には行っていただくということになりますので、それを超える額については、市が改修修繕を行うということになっていくかと思っておりますので、今回、指定管理委託料に関わる部分で、施設の長寿命化ということを、その辺りを目的とした部分もございまして、施設の長寿命化を図りながら修繕等の経費についても抑制できるようところで今後進めていけたらなどは考えております。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 1回目の答弁で、私がちょっと理解不足だったのか。私は、リスク分担がこれまで50万円だったのを100万に上げたから、その分を見込んで上がったのかなと、説明を受けてちょっと勘違いしたんですけど、今の説明を聞く中で、それならば、保守点検というのは、これまでは、これまでの指定管理料の中に含まれた保守点検をされていたと認識しているんですけど、今回は、その部分を新たに700万ぐらいかかるので、その分もこの指定管理者に入れたということの説明だったと思うんですよ、今。ということは、これまでの指定管理料を見直した際に、そういう部分も含まれていたから、そこが原因で赤字になっていたと捉えてよろしいんですかね。なので、今回は、1,200万上げることによって安定化が図られると、それにつながるということで解釈してよろしいんですかね。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） これまでコロナ禍以降については、今、議員申し上げたように、施設経営の収支においては赤字になっているところございまして、主な要因といたしましては、利用者数の減少による利用料金収入が主な要因ではないかなと考えております。

今回、指定管理委託料を増額する分につきましては、施設経営の安定化を図るということが大きなところございまして、指定管理委託料につきましては、利用料金収入を指定管理者がコロナ禍前の利用者数と同等の集客をすることによって、利用料金も増えます。そのことによって、そのことがなければ、今回、算定上、指定管理委託料も不足するような形になりますので、今後は、利用者の集客を図っていただくというようなことになるのかなと思っておりますので、その辺りから指定管理委託料の増額が必要なのかなと考えております。

○議長（桑原 千知君） 続けて、15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 3回したので、スパ・タラソについては言えませんが、次に移りたいと思いますが、先ほどの井手口議員の質問と重複する部分がございますが、議案第86号

が、この指定においては、以前否決されて直営運営となりました。

端的に聞きたいのが、先ほど諸々と説明をされましたけど、当時と比較して何が変わったのか。言うなれば、安全性ということで前回指摘をされて、先ほど部長も答弁の中で、説明不足だったというようなことを言われましたが、一方では、調査不足だったという部分も出てくるのではないかと思います。その辺も含めて、前回と何がどういうふうに変ったか、端的にお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。御質問の否決当時と現在の状況の変化につきましては、施設の安全性に関する疑義が解消されたということでございます。当時の委員会での質問は、指定管理に当たり耐震の調査を実施されたか。していなかった場合、施設は安全かとの質問であったと記憶しております。

耐震診断の実施の有無につきましては、本施設は、特定既存耐震不適格建築物に該当しないことから、耐震診断等は実施していないと回答しています。また、施設は安全かとの質問について、新耐震基準は、震度6から7程度の揺れでも家屋が倒壊または崩壊しないことを基準とされており、基本的な地震に対する防災対策は、屋外への避難であることを踏まえ、必ずや施設の安全性を担保するものではなく、施設が安全かとの問いに適切な説明を行うことが出来なかったことによるもので、その後、学校施設等の指針を調査した結果、二階建ての建物は崩壊の危険性が高い1階への負荷が少なく、 $I_s$ 値が基準を満たす可能性が高いという統計的な視点で安全性の説明を行った経緯がございます。

また、現在、大矢野自然休養村センターの直営に関して運営した経緯につきましては、議案の否決を受け、施設の安全性への対応及び再度の指定管理選定には時間を要することから、令和4年4月からの指定管理の運用は困難と判断し、市民の文化活動を止めないため緊急的対応を行ったものでございます。

大矢野自然休養村管理センターの指定管理につきましては、条例でも定められており、指定管理の必要性については、提案理由で申し上げたとおりで、その方針は変わっておりません。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 私は、あのときは賛成したので、別に反対したわけではないので、今説明されることは十分理解出来ます。説明の中で、国の定めるその基準にのっとり安全性というのが疑義が解消出来たということでございますが、その当時から、国の定める基準というのは変わっていないと思います。と同時に、例えば、ミュージア展望台はじめ指定管理者の施設等ありますけど、そこが地震が来たときに大丈夫かと言われて、安全性というのは、どこも100%大丈夫ですよというのは、市長でも私は言えないと思います。我々から、安全性は大丈夫。ただ、最大のそこに安全性が大丈夫になるような対策というのは行っているかと思うんですよ。言うなれば、東北の津波の際には、安全と言われていた学校ですら安全じゃなかった

んだからですよ。安全というのは、どこまでが安全かというのは、なかなか答えるには難しいんじゃないかと、あの当時から思っておりました。

では、次の質疑をいたしますが、市直営となって約1年10か月ぐらい経ちますが、市直営となった期間の人件費、運営費及び施設管理費の内訳と指定管理制度導入時との比較、または、前回の指定管理料との比較について、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。現在の市直営の運営費と、平成22年の指定管理導入前の市直営の運営費の比較につきましては、令和4年度の管理運営費のうち、人件費が1,155万4,000円、運営費が202万6,000円、施設管理費が305万3,000円で、合計が1,708万3,000円であることに對し、指定管理前平成22年の市直営による管理運営費は、人件費が853万4,000円、運営費が206万9,000円、施設管理費が467万2,000円で、合計が1,527万5,000円となり、運営管理費の合計が180万8,000円の増額となっております。

また、前回の指定管理料との比較につきましては、令和3年度の指定管理料が年額949万円であり、令和4年度の直営による管理費が1,708万3,000円であることから、令和4年度の直営による運営管理費が759万3,000円上回ることとなりますが、市直営による運営管理費は、職員が通常業務と兼任しながら施設管理業務を行っていたため、単純に比較することは出来ません。このことを鑑み、市直営による運営は職員の負担が大きかったと感じております。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 職員が直営になって、あそこに多分4人ぐらいいたんじゃないかと思えます。様々な部分から掃除や草刈りを再委託で市から出さなくちゃならなかったんで、その分経費がかかったんだと思えますが、単純に、今言われた約1年間で759万の負担があったというようなことでございます。これが2年になれば、かける2で約1,500万ぐらいの市税が、逆に言うならば、無駄な市税がまた投入されるということになった事態だと思えますが、その辺も含めて、やはりこの指定管理者の元々の目的というのをしっかりと分かった上で、我々も判断しなくてはならないなと感じているところです。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。以上で通告による質疑は終了いたしました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

正予算（第4号）

○議長（桑原 千知君） 日程第6、議案第81号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

---

日程第7 議案第82号 令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（桑原 千知君） 日程第7、議案第82号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 議案第83号 令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（桑原 千知君） 日程第8、議案第83号、令和5年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第9 議案第84号 令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第9、議案第84号、令和5年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第10 議案第85号 令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）

○議長（桑原 千知君） 日程第10、議案第85号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第86号 令和5年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第11、議案第86号、令和5年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

---

日程第12 議案第87号 令和5年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（桑原 千知君） 日程第12、議案第87号、令和5年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第88号 令和5年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第13、議案第88号、令和5年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第89号 令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（桑原 千知君） 日程第14、議案第89号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第15、議案第90号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第91号 指定管理者の指定について

○議長（桑原 千知君） 日程第16、議案第91号、指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） まず、募集についてですけど、ホームページで確認したところ、申請受付期間が7月25日から9月19日までとなっていました。応募が何社あったのか。また、8月8日に現場説明会も実施されているようですが、何社来られたのかを、まず、お聞きします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。市立斎場の指定管理者募集に係る応募者は、現在、火葬業務を受託している事業者1社のみでございました。また、公募期間内に実施した現場説明会への参加事業者はなかったところでございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 指定管理ということですが、これまでは地元の方が働いておられたと思いますけれども、この指定管理となった場合、これまで働いていた方がどうなるのか。また、地元の方を雇用されるのかどうか、どんなふうを考えておられるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。現在、火葬業務の受託事業者が雇用しておられる社員は、市外居住者4名であり、そのうち2名が上天草市出身者であると聞いております。事業者への聞き取りによりますと、指定管理となった場合においても、業務の特殊性及び専門性の観点から、現在雇用している4名の社員を引き続き雇用し、新たな雇用が必要となった場合には、通勤距離等の観点も含め、上天草市の居住者を優先的に雇用したい意向であると聞いております。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 指定管理となった場合でも、今いらっしゃる地元の方は、そのまま雇用ということですね。分かりました。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第92号 指定管理者の指定について

○議長（桑原 千知君） 日程、第17、議案第92号、指定管理者の指定についてを議題とい

たします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

15番、田中万里君。

**○15番（田中 万里君）** 議案第92号、指定管理者の指定について、お尋ねいたします。

先ほどの債務負担行為の中でもちょっと触れましたが、今回は、この指定管理者の指定について、継続した指定管理業者でございます。今後の運営に際し、どのような収支計画と企画提案になっているのか。また、スタッフ等の人員配置や給与等の提案は、どのような計画になっているのかというのか。というのが、この給与等に関しては、例えば、今もう最低賃金がございますので、もちろんその部分はクリアしていることだと思いますが、確認のためにお尋ねいたします。なお、私が事前調査をしたところでは、ここも説明会等には1社しか来てなかったというようなことを聞きました。以上、質問いたします。

**○議長（桑原 千知君）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（瀨崎 裕慈君）** お答えします。スパ・タラソ天草の管理運営上の課題といたしまして、施設設備の老朽化に伴う改修修繕等の経費が増加をしていること。また、コロナ禍から継続している利用者数の減に伴う利用料金の減少などを踏まえ、募集要項等を作成しまして、指定管理者候補者の募集を行ったところでございます。

指定管理候補者から提出された今後の施設運営に当たっての収支計画及び企画提案につきましては、まず、収入部門では、市からの指定管理委託料と利用料金を主な収入源としております。特に、利用料金収入につきましては、コロナ禍から落ち込んだ利用者数の回復を図るため、健康増進施設として、タラソプールを活用した様々な健康教室やプログラムの実施、各種入会キャンペーン及びダイエット教室モニター事業などの取組に加えまして、新たに関連団体と連携した会員制度の充実、スマホを活用しました電子クーポンによる優待料金や特典付サービスの提供などにより、利用者の利便性向上と収入増を図る企画提案となっております。

また、支出部門におきましては、人件費、光熱水費などの管理費及び消耗品などの事務費が主な構成となっております。特に、管理費につきましては、光熱水費の節減に向け徹底した省エネを実行し、電気、水道、重油等の使用料の適正化を図るとともに、機器等保守点検業務につきまして、施設設備の長寿命化のため、指定管理者が専門業者へ再委託する経費が計上されており、施設設備の適切な維持管理ができる提案内容となっております。

次に、スタッフ等の人員配置につきましては、施設を適切に運営するための体制となっております。管理責任者としまして、支配人を配置するとともに、温泉部門、タラソプール部門及びレストラン部門に適正な人員が配置をされております。さらに、健康増進施設としましての役割を果たし、施設利用者の促進を図るため、タラソプールのインストラクターや営業職を配置する計画となっております。スタッフ等の給与につきましては、指定管理候補者が定める給料表に基づき試算をされた提案がなされているところでございます。

先ほど議員の質問の中にもございましたが、人件費、給与等につきましては、令和6年度以降の指定管理委託料における人件費については、施設の管理運営に必要な人員を考慮しまして、市

職員の給与に関する条例等を参考に積算をしております、指定管理候補者から提案された人件費、これ給与等ですけれども、と比較して大きな差がなかったということで、人件費等については適正ではないかということで判断をしているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） ただいま説明にありましたように、あの施設は健康増進のために計画されて造られた施設でございます。オープン前の旧大矢野町の頃の説明の中で、やはり投資がこれだけかかるとか様々な説明があった中で、私が1番今でも記憶しているのが、やはり健康増進になることで、国保税、社会保険税等の病院にかかるその部分が減ると。全体的に見れば、市の財源の部分で減って、支出が少なくなるというような説明があったのを記憶しておりますので、ぜひとも、今回、あと5年指定管理者になるに当たっては、その部分も含めて、市民が健康になるような取組を行っていただきたいなという思いがでございます。

それと、投資に見合う効果が得られると判断したポイントという点についてお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えいたします。指定管理候補者の選定に当たりましては、令和5年10月25日に、指定管理候補者選定委員会を開催をいたしまして、プレゼンテーション審査を実施したところでございます。指定管理候補者の選定における主な基準といたしまして、募集要項に沿った提案内容であるか。利用者の増加及びサービス向上を図るために具体的な手法が取り入れられているか。また、取組に対する効果が期待できるかなどに着目して審査を行っていただきました。

議員御質問の投資に見合う効果が得られると判断したポイントにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、指定管理者からの提案内容を踏まえまして、令和6年度以降の指定管理委託料を増額をすることによって、施設設備の長寿命化及び施設経営の安定化が図れること。現在の指定管理者として、これまでの知識と経験を生かし、健康増進施設として魅力ある施設づくりを目指すことができるというふうに判断をいたしましたことから、指定管理候補者として選定をしたところでございます。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 今、ポイントについて述べられましたように、やはりこれから、また来年度から、この指定管理者が継続して運営するにあたって、やはり市民の健康増進につながるように、数字的な面でも示されるように、やはり市も寄り添っていろいろ中身をしっかりと見ながら、この議会で述べられるように働いていただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第93号 指定管理者の指定について

○議長（桑原 千知君） 日程第18、議案第93号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第94号 指定管理者の指定について

○議長（桑原 千知君） 日程第19、議案第94号、指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ひとつお伺いいたします。今回の選定に当たりましては、プロポーザル方式による選定委員会というものの中で決定されたのかなと感じておりますけれども、今回、この選定に当たりまして、何社からの提案があったのかが1点。そして、2点目に、今回の指定管理候補者というのは、市外の方になっております。積極的に市民を雇用するような提案がなされているのかどうか確認いたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。指定管理者の選定においては、2社から申請があり、2社とも市外の事業者でございました。また、市民の雇用に関する提案につきましては、提案書の配置人員の記載の中に、施設運営に係るスタッフの構成5人が記載されており、原則として、採用する職員は、現地雇用を第一に、上天草市民の雇用を行うとされ、併せて、積極的に登用することが記載されております。なお、このことにつきましては、指定管理候補者選定委員会においても確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。せっかく提案があったのであれば、今後も、その提案が実行されているのかどうかを含めて、いつもお話がありますように、市と指定管理者の間で定期的な意見交換と情報交換もやっていただきたい。民間が持たれる企画力とかアイデア力というのは、非常に魅力あるものがございますので、そこら辺をしっかりと行っていただきたいと申し添えて質問を終わりたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 次に、15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 何回もすみません。議案第94号について質問いたします。

先ほどの井手口議員の質問と重複する部分がございますので、そこはちょっと割愛させていただきますが、今回、県外の事業者ということで、事業実績等の確認は行ったか。また、前もって

候補者に施設の見学、その後の質問期間が定められていると思います。今回の候補団体は新規参入であるので、施設の運営等には、老朽化している点も含めて様々な質問があったかと思います。その内容について、質問内容等あったと思いますので、そこについてお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。当該指定管理者候補者の事業実績につきましては、申請書の記載事項としており、内容につきましては、指定管理候補者選定委員会において確認しております。なお、今回上程している候補者は、県外を含め71施設の指定管理業務を行っている事業者で、県内においては、玉名市、長洲町、美里町においても体育施設等の施設管理業務を行っております。

次に、当該候補者からの質問等につきましては、現地説明会への参加や、教育委員会に対し現在の利用団体及び運営方法等について確認を行った上で施設の老朽化に関することなどを含め、特に質問等はなく、また、質問期間における質問書の提出もされておられません。いずれにせよ、新規の指定管理者であることを鑑み、地域の文化や、今まで培われた継続的な事業などの情報等が不足する可能性もあることから、施設の維持管理を含め、指定管理者との情報共有を密にしながら、新型コロナウイルス5類以降活性化してきた文化活動がますます活性化するよう対応を図りたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 何の質問もなかったということでございますが、これまで指定管理者においては、新規の場合には、身近なところでは、アロマの体育館の際に、継続的に今の指定管理者になったんですけど、そのときにも私がちょっと調査したところ、やはり様々な質問が飛んでいた経緯がございます。言うなれば、ここで質問等が出なかったということは、その施設自体の管理状況については納得された上で、この指定管理者に手を挙げて採択されると思います。

よくあるのが、指定管理を受託後に、例を出せばちょっとあれなんですけど、指定管理で受託しました。1か月、2か月後に、ここも悪いあそこも悪いということで膨大な修繕費がかかるということが、これまで何度かあっておりますので、そのための施設説明会が行われたと思うので、そこで質問が出なかったということは、ある程度の御納得をされた上で手を挙げられたと思うので、その辺は、私の今の質問に対しては、頭の中に入れていてください。

それと、同施設は、大矢野時代から大変地元の人に愛されて、利用者も大変多かった施設でございます。その中には減免等を受ける団体もございますが、その部分については、候補者にはプレゼン等での質問と、認識についても、今後の仕様書等を交わす際などは、これまで同様市民サービスの低下につながらないように取り組む必要があると思いますので、その部分はしっかりと共有は図っているのか、見解をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。当該施設は、大矢野地区の文化活動の拠点と

して多くの方々に利用していただいております。このことについては、指定管理候補者も、現地説明会において利用団体や運営方法等についての確認を行っております。

また、指定管理候補者選定委員会においても、委員から、減免等の措置を受けている利用団体があることについての質問があり、指定管理候補者から、そのことについては確認をしており、収入額についても、その点を考慮したものとなっている旨の回答がございました。併せて運営についても、現状の運営方法等を大きく変更することは特に考えていないとのことから、これまで同様に市民サービスが提供され、サービスの低下につながることはないものと考えております。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） （3）は、先ほどの井手口議員で、地元を雇用するというこのようですので、ちょっと通告書には記載しておりませんが、確認のためにお尋ねしたいんですけど、前回、言うならば、安全性が確保出来ないということで否決になりました。先ほど私が質問した際に、それから何も変わって、言うなれば、疑義が取れた、説明不足の部分は説明が出来たという答弁をされましたが、その疑義が取れたというのは、それならば、文教厚生委員の皆さんに、事前に指定管理者に出す前に、前は、そういう施設を指定管理者に出す自体に対して反対の声があったんじゃないかと思えます。

今回は、指定管理者に出す前に、しっかりとそれは先ほどの答弁の中で説明されているものだと私は思いました。言うなれば、今回の94号に対しては、この施設で安全性があるかないかの議論ではなくて、この指定管理者で手を挙げたこの団体がいいか悪いかを判断する提案です。なので、その部分については、しっかりと説明された上で、今回指定管理者に出されて、そして、今回指定についての議案提案になっているのか。その部分について、お尋ねすると同時に、これももう3回目で最後ですので、委員会においても、その辺をしっかりと認識の上に協議していただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。指定管理者の指定の安全性の観点につきましては、直営の運営の当初と、この指定管理の議案を上程する前に、その内容については、委員の方々に再度説明をしたところでございます。

あとは、その指定管理の今後の運用につきましては、今後、委員会がございまして、その時にその内容等質問があれば、それに回答する形でしたいと思っておりますし、また、その詳細について御質問等、疑義等がありましたら、事前に、私どものほうに聞いていただければ、お答えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） いいですか。以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長（桑原 千知君） 日程第20、議案第95号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時11分

日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、

○11番（高橋 健君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 高橋健君。

○11番（高橋 健君） 先ほど質疑の中での部長の発言についての訂正を求めたいんですけども、今で大丈夫でしょうか。

○議長（桑原 千知君） もう1回言うてください。

○11番（高橋 健君） 先ほどの質疑の中での部長の答弁について、訂正を求めたいんですけども、今で大丈夫でしょうか。

○議長（桑原 千知君） 誰の発言ですか。

○11番（高橋 健君） 教育部長の発言です。

○議長（桑原 千知君） いいですよ。皆さんいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○11番（高橋 健君） 先ほどの答弁の中で、委員の方々には理解を得られたというふうに発言がありました。我々としては、私は文教厚生委員の一員ですけれども、9月議会において、本議会において、自然休養村の指定管理を出すことと、耐震の安全性に関しては大丈夫ですという報告は受けましたけども、それに理解をしたというのは、報告は受けましたが、理解をしたという発言で表現されるのは、ちょっと心外でございますので、一応訂正を求めますけども、それについての判断はお任せいたします。部長にお任せします。

○議長（桑原 千知君） いいですか。今の11番、高橋健君の発言に対して、一応、教育部長の見解を求めないかと思っておりますので、いいですかね。いや、今言うたことに対して、真意と

して、本来あんたが考えてるような思いで言うたもんか、違うもんかということは、私は確認する必要があると思うんですよ。いいですか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 先ほど私の答弁の中で、御理解をいただいたという内容についての訂正をとということでございますが、私のこれは感覚の問題でもございますが、実際、当初予算の直営での運営について、施設に関しての安全性の疑義があった場合は、実際直営でも実際の運用は非常に厳しゅうございます。委託関係についても、予算関係で御承認いただいた経緯を踏まえて、ある程度の一定の御理解はいただいたものということで解釈をしております。ただ、先ほど高橋議員がおっしゃったように、今回の指定管理の指定の議案の上程について、再度その説明を申し上げたことについて、御理解については、あのときは個別でずっと基本的な説明ということで、個別に順次説明した経緯もございまして、これは、もう私の解釈の問題だと思いますので、その御承認をいただいたということにつきましては訂正をいたします。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 高橋議員、今の部長の答弁では、訂正しても構わないということでございますので、それでいいですかね。私から。

○11番（高橋 健君） できれば、もう訂正は報告、委員に対して報告はいたしますに訂正いただければ助かります。

○議長（桑原 千知君） そこは事務局と話をして、文言についても話合いをして決めたいと思いますので、いいですか。

○11番（高橋 健君） よろしくをお願いします。

○議長（桑原 千知君） これでいいですか。

○11番（高橋 健君） はい、大丈夫です。

○議長（桑原 千知君） それでは、続けます。

日程第21、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決いたします。諮問第4号は異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

---

日程第 2 2 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 2 2、諮問第 5 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 5 号を採決いたします。諮問第 5 号は、異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第 5 号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

---

日程第 2 3 諮問第 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 2 3、諮問第 6 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 6 号を採決いたします。諮問第 6 号は、異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第 6 号は、異議がない旨答申することに決定しました。

---

日程第 2 4 諮問第 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ

いて

○議長（桑原 千知君） 日程第24、諮問第7号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから諮問第7号を採決いたします。諮問第7号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は、異議がない旨答申することに決定しました。

---

日程第25 議案第96号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第10号）

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第25、議案第96号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として令和5年度上天草市一般会計補正予算（第10号）の予算議案1件を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から提案理由及び議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第96号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億1,204万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は4,441万2,000円の増額でございます。内容として、15（目）衛生費国庫負担金が新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担

金を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費は4,441万2,000円の増額でございます。内容といたしまして、20(目)予防費が、本市住民の方で新型コロナワクチン接種後に亡くなられた方がおられ、国の審査会でワクチン接種と死亡との因果関係が認められたことに伴い、死亡一時金及び葬祭料を給付する必要があるため、新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付金を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第10号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 以上で、執行部からの説明は終わりました。

これから質疑を行います。まず、議案第96号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。議案第96号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は可決されました。お諮りいたします。ただいま議案第96号が可決されましたので、これに伴って、議案第80号との間で、条項、字句、数字、その他の整理が必要となります。つきましては、会議規則第43条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月11日から13日は常任委員会を開催し、次の本会議は14日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時22分